新型コロナウイルス対策(サントメ・プリンシペ:新型コロナウイルス対策措置の緩和)

- ●サントメ・プリンシペにおいて、新型コロナウイルス対策措置が緩和されました。
- ●サントメ・プリンシペ入国時における陰性証明書又はワクチン接種証明書の提示義務は 解除されました。

10日、サントメ・プリンシペ政府は、現行の新型コロナウイルス対策措置の緩和に関して、以下のとおり発表しました。

- 1 サントメ・プリンシペの国際空港への到着に際して、48時間以内の抗原検査又は72時間以内のPCR検査の陰性証明書の提示を解除する。
- 2 サントメ・プリンシペの国際空港への到着に際して、有効なワクチン接種のデジタル証明書の提示義務を解除する。
- 3 サントメ・プリンシペへの入国時における監視は継続する。
- 4 サントメ島の緊急電話番号「115」とプリンシペ島の「116」を改編し、感染症担当部門を「115」に統一する。

## 【参考リンク】

○サントメ・プリンシペ政府/保健省公式フェイスブック

https://www.facebook.com/governostp/

https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/

○外務省海外安全ホームページ(国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等)

https://www.anzen.mofa.go.jp/

○厚生労働省ホームページ (新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\_00001.html

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/

## 【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班 (サントメ・プリンシペ兼轄)

所在地:Boulevard du Bord de Mer, B.P.2259, Libreville, Gabon

電話番号: (+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先: (+241)077-38-73-38

Email: amb. japon@lv.mofa.go.jp